

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定により、特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告する。

なお、関係書類は、香川県総務部県民活動・男女共同参画課に備え置き、平成25年12月16日まで縦覧に供する。

平成25年10月25日

香川県知事 浜 田 恵 造

1 申請のあった年月日

平成25年10月16日

2 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

特定非営利活動法人地域ビジネス研究所

木村大三郎

香川郡直島町2249番地7

3 定款に記載された目的

この法人は、ビジネススクールの卒業生及び在校生に対し、就職サポート、起業サポート、卒業生を必要とする企業や自治体とのマッチングサポートなどを行うとともに、卒業生及び在校生による地域経済活性化に関する調査及び研究活動を支援したり、法人自らもこのような調査及び研究活動を行うなどして、卒業生及び在校生の持つ知識、能力を発揮できる機会を提供し、香川県をはじめとする四国地域の活性化に寄与することを目的とする。